

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券・・・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権

の評価基準及び評価方法・・・時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

教材・・・総平均法による原価法

貯蔵品・・・個別法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産・・・建物(建物附属設備を含む)は定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 13～49年 構築物 3～30年

車輛運搬具 6年 器具備品 2～15年

ロ. 無形固定資産・・・定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. 長期前払費用・・・定額法

ニ. 投資不動産・・・建物(建物附属設備を含む)は定額法、その他の投資不動産については定率法によっております。

(5) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金・・・従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

ニ. 役員退職慰労引当金・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、年間繰入見積額を期間を基準として計上しております。

ただし、過年度相当分については第42期より5年間にわたり均等額を計上することとしております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) 売上高の計上基準・・・月謝収入及び季節講習収入は、受講期間に対応して計上し、入会金収入は入会時の属する事業年度の収益として計上しております。

また、教材収入は教材提供該当月に計上しております。

(7) リース取引の処理方法・・・リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法・・・金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

ハ．ヘッジ方針・・・借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(9) 消費税等の会計処理・・・消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(10) 当期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、同会計基準および適用指針を前事業年度に適用して算定した場合の影響はありません。

(11) 当期から、「商法施行規則」(平成14年3月29日法務省令第22号、最終改正平成15年9月22日法務省令第68号)に基づいて計算書類等を作成しております。

2. 貸借対照表の注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,622,160 千円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 5,451 千円

(4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ハードウェア及びソフトウェア、印刷機及び事務用機器、乗用車等の一部については、リース契約により使用しております。

(5) 担保に供している資産

建 物 3,003,894 千円

土 地 4,489,870 千円

投資不動産 259,524 千円

(6) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額 16,481 千円

3. 損益計算書の注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 1株当たり当期純利益 10円88銭